

ウィズワークセンター ワーカー利用規約

はじめに 本規約は、特定非営利活動法人ウィズワーク・ラボおよび株式会社ザップクラブ(以下、総称して「運営者」といいます)が運営する「ウィズワークセンター」(以下「本サービス」といいます)を通じて、お仕事を受託または就労する皆様(以下「ワーカー」といいます)に適用されるルールを定めたものです。運営者は、ワーカーの皆様がご自身のライフスタイルに合わせて、安心して一歩を踏み出し、スキルを活かして働き続けられるようサポートいたします。本サービスをご利用になる前に、本規約をよくお読みいただき、ご同意の上でご登録をお願いいたします。

第1条(適用)

1. 本規約は、ワーカーと運営者との間の、本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 運営者が本サービス上で随時掲載するルール、ガイドライン、個別のお仕事に関する条件(以下「個別条件」といいます)等は、本規約の一部を構成するものとします。

第2条(ワーカー登録)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意の上、運営者が定める方法によって登録情報を提出し、運営者がこれを承認することによって、ワーカー登録が完了するものとします。
2. 運営者は、登録申請者に以下の事由があると判断した場合、登録を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) 反社会的勢力等である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていると運営者が判断した場合
 - (4) その他、運営者が登録を相当でないと判断した場合

第3条(契約の形態と運営者の役割)

本サービスを通じて紹介または発注されるお仕事には、以下の4つの形態があります。個別のお仕事ごとに、どの形態が適用されるか、および契約の相手方となる法人を明示します。

1. 特定非営利活動法人ウィズワーク・ラボとの業務委託(運営者ディレクション型) 特定非営利活動法人ウィズワーク・ラボがクライアント企業から業務を一括して受託し、ワーカーに対して業務を委託する形態です。単なる業務の切り出しではなく、運営者が進行管理(ディレクション)、業務量の平準化、および納品物の品質担保を担うことで、ワーカーが個人の負担を抱え込まずに安心して業務に集中できるチーム体制を提供します。
2. 株式会社ザップクラブとの業務委託(運営者ディレクション型) 株式会社ザップクラブがクライアント企業から業務を一括して受託し、ワーカーに対して業務を委託する形態で

す。上記第1号と同様に、運営者がディレクションや品質管理等のサポートを行い、ワーカーの業務遂行を伴走支援します。

3. クライアント企業との直接業務委託(マッチング型) 運営者がマッチングの場を提供し、クライアント企業とワーカーが直接、業務委託契約を締結する形態です。
4. クライアント企業との直接雇用(人材紹介型) 有料職業紹介事業の許可を持つ株式会社ザップクラブを通じて、クライアント企業とワーカーが直接、雇用契約(正社員、契約社員、パート・アルバイト等)を締結する形態です。

第4条(業務遂行の基本ルール)

ワーカーは、業務委託契約(第3条第1項および第2項)において業務を遂行する際、以下の事項を遵守するものとします。

1. 仕様と納期の厳守: 提示された仕様・条件を理解し、定められた納期を厳守して業務を完了すること。
2. 報告・連絡・相談: 業務の進行状況を適宜報告し、疑問点や遅延の恐れが生じた場合は、速やかに運営者(またはクライアント企業)へ連絡し、指示を仰ぐこと。
3. 品質の担保: プロフェッショナルとしての自覚を持ち、誠実に業務を遂行し、求められる品質を満たす成果物を納品すること。

第5条(禁止事項)

ワーカーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 直接取引の禁止(中抜き行為): 本サービスを通じて知り得たクライアント企業に対し、運営者を介さずに直接契約を締結する、またはそれを勧誘する行為。(ただし、運営者が事前に書面または電磁的記録により承諾した場合を除きます。)
2. 再々委託の禁止: 運営者から受託した業務(第3条第1項)を、運営者の事前の承諾なく、さらに第三者(家族や知人を含む)に委託・代行させる行為。
3. 秘密保持義務違反: 業務を通じて知り得た運営者またはクライアント企業の機密情報(顧客情報、マニュアル、ノウハウ、データ等の一切)を、第三者に漏洩し、または業務以外の目的で使用する行為。
4. 運営者、他のワーカー、クライアント企業、その他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利または利益を侵害する行為。
5. 法令または公序良俗に違反する行為。

第6条(成果物の権利)

業務委託契約(第3条第1項および第2項)において、ワーカーが作成し納品した成果物に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む)その他の知的財産権は、原則として、報酬の支払いと同時に、運営者またはクライアント企業に移転するものとします。また、ワーカーは著作者人格権を行使しないものとします。

第7条(個人情報情報の取扱い)

運営者は、本サービスの利用によって取得する個人情報を、運営者が別途定める「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとし、ワーカーはこれに同意するものとし、

第8条(登録の抹消・退会)

1. ワーカーは、運営者が定める退会手続きにより、いつでも本サービスから退会できるものとします。(ただし、進行中のお仕事がある場合は、その業務を完了させた後に限りです。)
2. 運営者は、ワーカーが本規約のいずれかに違反した場合、事前の通知なく、ワーカーの登録を抹消し、本サービスの利用を停止することができるものとします。これによりワーカーに生じた損害について、運営者は一切の責任を負いません。

第9条(免責事項)

1. 運営者は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます)がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。
2. 第3条第2項(マッチング型)および第3条第3項(人材紹介型)において、クライアント企業とワーカーとの間で生じたトラブル、紛争等について、運営者は原則として介入せず、一切の責任を負わないものとします。

第10条(規約の変更)

運営者は、必要と判断した場合には、ワーカーに個別の通知をすることなく本規約を変更することができるものとします。変更後の規約は、本サービス上に掲示された時点から効力を生じるものとします。

附則 本規約は、2026年4月1日より施行します。